⑶　現場代理人及び統括技術者（異工種ＪＶに限る。）並びに次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）のうち、現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者については、工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置すること。なお、主任技術者又は監理技術者は、工事契約締結後の実際の施工期間において本工事に専任で配置できること。また、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下、「設計技術者」という。）については、工事契約前に実施する実施設計の履行期間及び工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置できること。

異工種ＪＶの場合に限り、全体の工程管理、異なる工事種別の工事（以下「各工事」という。）間の工事調整等を行う統括技術者を、工事契約締結日の翌日から工事完了まで本工事に専任で配置すること。

設計管理技術者は、設計業務全体の技術上の管理を行うものとする。

工事の中断、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は令和６年７月１日（月）を予定している。

①　土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（トンネル）］又は［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士［建設部門（トンネル）］又は技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成19年度以降に以下に掲げる要件を全て満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

②　鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　１級土木施工管理技士

イ　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成19年度以降に以下に掲げる要件を全て満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・道路橋（歩道橋を除く）における鋼製橋脚又は鋼上部工の架設

③　２⑶①及び２⑶②において監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

④　異工種ＪＶの場合は、土木工事を担当する者の中から２⑶①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼橋工事を担当する者の中から２⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体又は特定ＪＶの場合は、２⑶①及び２⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

⑤　土木工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（トンネル）］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑥　鋼橋工事の設計を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑦　設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（トンネル）］かつ技術士［総合技術監理部門］、又は技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］かつ技術士［総合技術監理部門］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑷　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑸　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　特定ＪＶを構成する場合においては、以下に掲げる事項を全て満たしていること。

①　特定ＪＶ全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　特定ＪＶ全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　特定ＪＶ全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑺　異工種ＪＶを構成する場合においては、以下に掲げる事項を全て満たしていること。

①　異工種ＪＶ全ての構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　異工種ＪＶ全ての構成員が、各々担当する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　同一工種に複数の構成員がいる場合は、その工種ごとに全ての構成員が均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　異工種ＪＶの代表者は、構成員において決定されたものとすること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　各工種を担当する者が、同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が令和２年度及び令和３年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案書等に関する事項

⑴　技術提案書等作成説明会

技術提案書、技術提案に係る直接工事費及び申請書等の作成説明会（以下「作成説明会」という。）を次の要領で行う。

①　日時：令和４年４月26日（火）午前10時00分から正午まで

②　場所：〒101―0054 東京都千代田区神田錦町２－２－１　ＫＡＮＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ　３階　ＳＱＵＡＲＥ　ＣＯＮＦＥＲＥＮＣＥ（対面による場合）